

## 第一章 委員会の組織

### 第一節 常任委員会及び特別委員会

#### 一 常任委員会は、十七種とする

常任委員会の種類は、国会法に内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営及び懲罰委員会の十七種と定められている。

(注) 常任委員会の種類は、第一回国会から第五回国会までは二十一種、第六回国会から第二十一回国会までは十二種、第二十二回国会から第二百十回国会までは十六種、第二百十一回国会から第四百四十六回国会までは十七種、第四百四十七回国会から第五百十回国会までは十八種であったが、第五百十一回国会から十七種に改められた。

#### 参照 諸表一

## 二 常任委員会の所管は、各省庁別とする

各常任委員会の所管は、参議院規則においてそれぞれ各省庁別に定められており、これらの所管は全体として国政全般にわたるように配分されている。

(注) 各常任委員会の所管は、当初事項別であったが、第三回国会における参議院規則の一部改正(昭和二十三年十月十一日議決)により各省庁別に、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により事項別に改められ、その後、第五百十回国会における参議院規則の一部改正(平成十二年十一月二十九日議決)により、第五百五十一回国会召集日(平成十三年一月三十一日)から再び現在の各省庁別に改められた。

## 三 特別委員会は、議院の議決により設置する

特別委員会は、議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査又は調査するため、議院の議決により設置する。

(注) 1 特別委員会の設置は、国会法に当初「常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため」とのみ

定められていたが、第一回国会以来議院において特に必要があると認めた案件の審査のためにも特別委員会を設置した先例に鑑み、第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）によりこれが明文化された。

- 2 資格争訟特別委員会は、議員から他の議員の資格について訴状が提出されたとき設置されたものとする  
と参議院規則第九十三条の二に定められている。

参照 三二〇号、諸表三

#### 四 特別委員会の名称及び目的は、設置の議決で定める

特別委員会の名称及び目的は、その設置の際の議院の議決で定める。  
なお、特別委員会の名称及び目的を議院の議決で変更した例がある。

参照 七号、三二〇号、諸表三

## 五 特別委員会の消滅時期

特別委員会は、付託された案件が議院の会議において議決されたときに消滅するが、会期中に審査又は調査が終わらなかつた場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、閉会中もなお継続して審査又は調査を行った場合には、次の国会の開会と同時に消滅する。

○特別委員会の消滅時期に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

特別委員会は、会期の終了と同時に消滅するものとする。

第二回国会閉会後の議院運営委員会（昭和二十三年十月九日）

閉会中継続して審査を行った特別委員会は、第三回国会の開会と同時に消滅する。

参照 三二一号

## 第二節 常任委員及び特別委員

### 六 常任委員の数は、十人ないし四十五人とする

各常任委員会の委員の数は、参議院規則において、法務、外交防衛、文政科学、農林水産、経済産業及び環境の六委員会は二十一人、内閣委員会は二十二人、総務、財政金融、厚生労働、国土交通及び議院運営の五委員会は二十五人、国家基本政策委員会は二十人、決算委員会は三十人、行政監視委員会は三十五人、予算委員会は四十五人、懲罰委員会は十人と定められている。

(注) 内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文政科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員を第一種委員といい、国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰の各委員を第二種委員という。第一種委員の総数は二四八人(議員の定数)となるよう定められている。

#### 参照 諸表一

## 七 特別委員の数は、設置の議決で定める

特別委員会の委員の数は、設置の目的等を考慮し、特別委員会設置の際の議院の議決で定める。  
なお、特別委員会の名称及び目的の変更に伴い、委員の数を増加した例がある。

参照 四号、三二〇号、諸表三

## 八 議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超え る常任委員となることはできない

議員は、少なくとも一個の常任委員となる。この場合、議員は第一種委員（内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員）のうちいずれかの委員に選任される。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の任にある議員は、その選任された常任委員を辞任することができる。

議員は、同時に二個を超える常任委員となることはできない。議員が二個の常任委員となる場合は、

そのうちの一個は第二種委員（国家基本政策、予算、決算、行政監視、議院運営、懲罰の各委員）に限られる。ただし、議長、内閣総理大臣等が第一種の常任委員を辞任したときは、その者が属する会派の議員がその委員を兼ねることができる。この場合において、議員は同時に二個を超える常任委員となることはできないので、その委員を兼ねようとする議員が既に第二種委員を兼ねているときは、あらかじめこれを辞任しなければならない。

（注）第二十一回国会における国会法の一部改正（昭和三十年法律第三号）により、第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定が設けられた。

## 九 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する

常任委員は、議院運営委員会理事会において、第一種及び第二種の各委員につき、それぞれ各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。なお、会派に属しない議員には第一種委員のみを割り当てる。また、議院運営委員については、所属議員十人未満の会派には割り当てない。

特別委員は、議院運営委員会理事会において、特別委員会設置当日の各会派所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

(注) 第十五回国会閉会後の参議院緊急集会における議院運営委員会(昭和二十八年三月二十日)において、議院運営委員は今後所属議員十人以上の会派に割り当ての旨の決定があつた。

参照 一〇号、三三二号

## 国第四六条

### 一〇 委員の各会派割当数の変更

常任委員及び特別委員の割当選任後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議院運営委員会理事会においてその割当数の変更を決定する。

なお、各会派に対する委員の割当数と従前の割当数との調整は、委員の辞任及び補欠選任の手続により行うのを例とする。

○常任委員等の割当変更の基準に関する議院運営委員会理事会決定

第八十六回国会閉会後の議院運営委員会理事会(昭和五十三年十二月二十一日)

常任委員等の各会派への割当配分は、通常選挙後初めて召集される国会の冒頭において行うが、その



後の会派又は議員の異動により、これを変更する場合は次の基準により行うものとする。

一 割当変更を行う時期

- (1) 常会の冒頭においては、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は調整を行う。
- (2) その他の国会の冒頭においても、割当再計算を行い、割当数に変動のある場合は原則として調整を行う。ただし、合意により部分的な調整にとどめ、又は次の常会まで持ち越すこともできる。

- (3) 会期の途中においては、原則として割当調整は行わない。ただし、会派の結成、解散等により会派所属議員数に変動があり必要な場合には、割当再計算を行い調整を行う。

二 割当変更の際の調整方法

白紙に戻しての全面的な割当替えは、やむを得ない場合のほかは行わず、割当数値に変動のある範囲内で行う。

参照 九号

一一 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする

常任委員は、議員の任期中その任にある定めであるが、通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は全て常任委員を辞任し、新たに全常任委員を選任するのを例とする。ただし、第三十二回国会、第六十七回国会、第七十五回国会及び第八十四回国会においては、改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任せず、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った。

なお、補欠選挙等により当選した議員の常任委員の選任は、議長がその議員を議院の会議において紹介した際行うのを例とする。ただし、第二十六回国会以後、閉会中に当選した議員の常任委員の選任は、閉会中に行うのを例とする。

参照 九号、一五号

## 一二 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする

同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。この場合において、第一種、第二種及び国会法第四十二条第三項の規定により兼務する第一種の常任委員並びに特別委員の変更については、それぞれ別個に取り扱う。

委員の変更については、委員長から委員会に報告するのを例とする。

### ○委員の辞任及び補欠の取扱いに関する議院運営委員会決定

第二十四回国会議院運営委員会（昭和三十一年二月二十日）

常任委員又は特別委員の辞任及び補欠の件は、当分の間、本委員会に諮ることなく、次の基準によってこれを処理すべきものとし、なお、委員変更の通知を受けた当該委員長は、委員会にその旨報告すること。

一 同一議員の委員の変更は、一日一回限りとする。

二 委員の変更時点は、事務局において会派からの届出を受理した時とする。

なお、第二十四回国会議院運営委員会理事会（昭和三十一年二月二十一日）において、右決定の取扱いについて常任委員の第一種委員及び第二種委員は、それぞれ別個に取り扱うことに決定した。

### 第三節 委員長及び理事

#### 第一款 委員長

- 一三 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに委員会を代表する

委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するとともに委員会を代表する。

参照 三三三二号

- 一四 常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中から選任する

常任委員長は、各会派に配分するのを例とする

常任委員長は、議院の会議において当該委員会の委員の中から選任する。

常任委員長は、議院運営委員会理事会において、議員定数を常任委員長数で除して得た数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分し、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づきこれを選任するのを例とする。

(注) 第三十二回国会昭和三十四年七月一日の議院の会議において、内閣、社会労働、商工及び運輸の各委員長を選任するに当たり、常任委員長の配分につき会派間の調整が調わなため、その選挙はいずれも投票により行った。

第四十回国会昭和三十七年一月二十四日の議院の会議において、同日の議院運営委員会理事会における本院の運営に関する次の申合せによる配分に基づき、常任委員長を選任した。

申 合 せ

各会派は、参議院の正常な運営を期するため共同の責任の下に良識ある行動をとり良き慣行を確立することを申合せ。

一 右の申合せに基づき常任委員長及び特別委員長を別紙(一)のとおり配分する。

二 常任委員長の選任は、この申合せに基づき議長の名指によることとするが、国会法、参議院規則、重要な慣例又はこの申合せにもとる行為によつて議院の運営が著しく不正常になった場合は、国会法第二十五条の規定によることを妨げない。

三 各会派は、委員長の中立性に制約を加えてはならない。

委員長に別紙(二)に掲げるような行為があつた場合は、国会法第三十条の二に該当するものと認める。

別紙 (一)

委員長の各会派に対する配分は、次のとおりとする。

(イ) 常任委員長

自由民主党 一一

日本社会党 三

民主社会党 一

無所属クラブ 一

(ロ) 特別委員長

日本社会党 一

参議院同志会 一

これらの配分は、次の通常選挙後再検討することとする。

別紙 (二)

一 正当な理由がないにかかわらず委員会を開会しないこと。

二 みだりに休憩又は散会を宣告すること。

三 故なく委員の発言を許可せず又は委員の動議を議題としないこと。

四 故なく速記を中止すること。

## 一五 通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに全常任委員長を選任するのを例とする

通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任する例であり、これに伴い常任委員長は欠員となるので、新たに全常任委員が選任された後、引き続き全常任委員長を選任するのを例とするが、次のような例もある。

第三十二回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った後、任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

第六十七回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行い、次いで改選期に当たらなかった常任委員長

のうち議院運営委員長について辞任を許可した後、同委員長、議長当選により欠員となった懲罰委員長及び任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

第百七十五回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行い、次いで改選期に当たらなかった常任委員長のうち法務委員長及び行政監視委員長について辞任を許可した後、両委員長、議長当選により欠員となった議院運営委員長及び任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。第百八十四回国会において、改選期に当たらなかった議員は常任委員を辞任しなかったため、新たに当選した議員についてのみ常任委員の選任を行った後、任期満了による欠員中の常任委員長について選挙を行った。

参照 一一号

一六 特別委員長は、委員会においてその委員が互選する

特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とする

特別委員長は、委員会においてその委員が互選する。



特別委員長の互選は、委員会設置の当日に行うのを例とするが、委員会設置の当日委員の選任が行われなかったため、後日委員の選任の日に、これを行った例もある。

参照 一七号、三三四号、諸表三

## 一七 特別委員長の互選に当たっては、委員中の年長者が委員長の職務を行う

特別委員選任後初めて開会する委員会は、委員中の年長者がこれを招集し、委員長の互選につき委員長の職務を行う。

年長者に事故があるときは、出席委員中の年長者が委員長の職務を行う。

参照 一六号

一八 特別委員長は、会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする

特別委員長は、議院運営委員会理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、委員長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする。委員長の職務を行う年長者を委員長に選任する場合には、委員の推薦の動議によるのを例とする。

参照 一九号

### 一九 特別委員長を無名投票により互選した例

特別委員長を会派に割り当てない場合において、特別委員長を無名投票により互選した次のような例がある。

第二回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十二年十二月十一日）において、委員長を選任するに当たり、委員草葉隆圓君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、中平

常太郎君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者中平常太郎君は投票を行った。

第七回国会選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十四年十二月十五日）において、委員長を選任するに当たり、委員城義臣君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、小串清一君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者小串清一君は投票を行った。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月十八日）において、委員長を選任するに当たり、委員岡本愛祐君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、大隈信幸君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者伊達源一郎君は投票を行わなかった。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会（昭和三十五年三月十六日）において、委員長を選任するに当たり、委員井上清一君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、草葉隆圓君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者野村吉三郎君は投票を行った。

第四百四十五回国会国旗及び国歌に関する特別委員会（平成十一年七月二十八日）において、委員長

を選任するに当たり、委員鴻池祥肇君の動議により無名投票によって互選を行ったところ、岩崎純三君が当選した。

なお、委員長の職務を行った年長者岩崎純三君は投票を行った。

第七十七回国会東日本大震災復興特別委員会（平成二十三年六月十三日）において、委員長を選任するに当たり、委員長の職務を行った年長者川口順子君の発議により無名投票によって互選を行ったところ、柳田稔君が当選した。

なお、川口順子君は投票を行った。

参照 一八号

## 二〇 常任委員長が特別委員長を兼ねた例

常任委員長は特別委員長を兼ねないのを例とするが、常任委員長が特別委員長に選任された例もある。その主な例を挙げれば次のとおりである。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月十八日）において、外務委員長大隈信幸君は、同特別委員長に互選された。

なお、同君は、十一月十四日外務委員長を辞任した。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会（昭和三十五年三月十六日）において、外務委員長  
草葉隆圓君は、同特別委員長に互選された。

なお、同君は、同月二十一日外務委員長を辞任した。

第五十回国会日韓条約等特別委員会（昭和四十年十一月二十日）において、外務委員長寺尾豊君は、  
同特別委員長に選任された。

なお、同君は、十二月十三日同特別委員会消滅まで、外務委員長と兼務した。

第二百二十一回国会国会等の移転に関する特別委員会（平成三年八月五日）において、議院運営委員  
長伊江朝雄君は、同特別委員長に選任された。

なお、同君は、十一月四日同特別委員会消滅まで、議院運営委員長と兼務した。

参照 三一号

(規第八〇条)

## 二一 特別委員長を選任したときは、選任の当日文書をもって議長に報告する

特別委員長を選任したときは、委員長の職務を行った年長者から、また、特別委員長の補欠選任を行ったときは、委員長代理理事から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

参照 一八号、一九号、二三号

## 二二 特別委員長の辞任は、委員会が許可する

特別委員長が辞任しようとするときは、文書で理事にその旨を申し出、理事は委員会に諮ってこれを許可する。

なお、特別委員長の所属会派が当該特別委員長の割当てを失ったとき又は特別委員長が国務大臣等兼務することが適当でない職に就任したときには、特別委員長はその辞任を申し出るものとする。その例を挙げれば次のとおりである。

第四十八回国会において、災害対策特別委員長白木義一郎君は、所属会派（公明党）が災害対策特

規第八〇条  
(国第三二条)  
「規第八〇条  
の八」

別委員長の割当てを失ったため、災害対策特別委員会理事藤野繁雄君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

以後同例がある。

第九十三回国会閉会後において、エネルギー対策特別委員長安孫子藤吉君は、国務大臣に就任したため、エネルギー対策特別委員会理事亀井久興君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出たが、次の国会の召集日が間近であったため、これを諮る委員会は開かれなかった。

なお、同委員長は、次の国会の開会と同時に特別委員会が消滅したため、その地位を失った。以後同例がある。

第二百二十二回国会において、国会等の移転に関する特別委員長伊江朝雄君は、国務大臣に就任したため、国会等の移転に関する特別委員会理事井上孝君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第百八十二回国会において、政府開発援助等に関する特別委員長伊達忠一君は、内閣府副大臣に就任したため、政府開発援助等に関する特別委員会理事中村博彦君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第百八十四回国会閉会後において、災害対策特別委員長横山信一君は、農林水産大臣政務官に就任

したため、災害対策特別委員会理事西田実仁君に対し、文書をもって特別委員長の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

参照 一三三号、二五号、三二五号

### 二三 特別委員長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

委員会において、特別委員長の辞任を許可したときは、当日の委員会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

なお、特別委員長の補欠選任を行う場合には、委員の推薦の動議によった例が多い。

参照 一八号、一二号、三二六号



## 二四 委員長は、委員会の運営に関し協議するため理事会を開く

委員長は、委員会の運営に関し理事と協議するため必要があるときは、理事会（委員長及び理事の打合せ会）を開く。

理事会の開会は、あらかじめ参議院公報をもって通知するのを例とするが、必要に応じ随時口頭により通知した例もある。

なお、議院運営委員会においては、その所管事項中、各会派間の交渉に関するもの等については、理事会限りにおいて処理するのを例とする。

## 第二款 理事

## 二五 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事が

### 委員長の職務を行う

委員長がその職務を行うにつき事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の委託

を受けた理事が委員長の職務を行う。

委員長の委託を受けた理事に事故があるときは、あらかじめその理事から委託を受けた理事が委員長  
の職務を行う。

委員長の委託を受けた理事がないときは、理事の協議によって委員長の職務を行う理事を定めるのを  
例とするが、次のような例もある。

(一) 委員会において委員長の職務を行う理事を定めた例

第十一回国会公職選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十六年八月十七日）において、委員長に  
選任された堀末治君が渡米中のため、委員会の決定に基づき、理事池田宇右衛門君が委員長の職  
務を行った。

(二) 委員の協議により委員長の職務を行う理事を定めた例

第十九回国会内閣委員会において、委員長小酒井義男君が委員長島銀藏君外四名提出の委員会開会  
要求に応じなかつたため、内閣委員の協議（昭和二十九年六月八日）により、委員長に事故があ  
るものと認め、理事長島銀藏君が委員長の職務を行うべきものと決定した。よって、同君は翌九  
日委員会を招集した。

第十九回国会地方行政委員会において、委員長内村清次君が委員石村幸作君外五名提出の委員会開

会要求に応じなかったため、地方行政委員の協議（昭和二十九年六月八日）により、委員長に事故があるものと認め、理事堀末治君が委員長の職務を行うべきものと決定した。よって、同君は翌九日委員会を招集した。

参照 二六号、三六号、二九二号、四〇四号

## 二六 委員長の信任に関する議事については、委員長の委託を受け た理事が委員長の職務を行う

委員長の不信任動議に関する議事については、委員長の委託を受けた理事が委員長の職務を行うのを例とする。

参照 二五号、諸表一一

二七 常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、各委員会において選任する

常任委員会の理事は、議院運営委員会において定めた常任委員会の理事の選任基準により、議院運営委員会理事会において各会派に割り当て、これに基づき各委員会において選任する。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国會議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

- 一 理事の数は、各委員会の委員数五人につき一人の割合によって決定する。
- 二 各派に対する割当は、理事総数を各派の所属議員数の比率によって按分して決定する。

（注）第一回国會議院運営委員打合せ（昭和二十二年六月二十五日）、第三回国會議院運営委員会（昭和二十三年十月十三日）、第八回国会同委員会（昭和二十五年七月十三日）及び第十二回国会同委員会（昭和三十年三月二十四日）においても、右の基準に関し同趣旨の決定があった。

第四十九回国會議院運営委員会（昭和四十年七月三十日）

常任委員会の理事は所属議員十人以上の会派に対して割り当てる。

二八 特別委員会の理事は、議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする

特別委員会の理事は、あらかじめ議院運営委員会理事会において定めた理事の数及び各会派に対する割当てに基づき、委員会において選任するのを例とする。

議院運営委員会理事会の決定に当たっては、理事の数は、常任委員会の例に準じ、原則として委員数五人につき一人の割合で定め、各会派に対する割当ては、所属議員十人以上の会派に対して、その所属議員数を考慮して定めるのを例とする。

なお、理事を置かなかつた次のような例がある。

第十回国会弔詞案起草に関する特別委員会（昭和二十六年五月十九日）においては、理事を選任しなかつた。

なお、同特別委員会は同日をもって消滅した。

以後同例がある。

第十五回国会立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（昭和二十七年十一月

八日）においては、理事を選任しなかった。

なお、同特別委員会は同日をもって消滅した。

以後同例がある。

参照 二七号、二九号、三二七号

## 二九 理事は、委員長の指名により選任するのを例とする

理事は、投票によらないで、委員長の発議又は委員の動議により、あらかじめ各会派から推薦された者について、委員長の指名により選任するのを例とする。

なお、委員長が委員会散会后指名した次のような例がある。

第六回国会内閣委員会（昭和二十四年十月二十八日）において、理事補欠選任に当たり、委員会は、

これを委員長河井彌八君の指名に一任したが、委員長は委員会において指名を行わず、委員会散

会后佐々木鹿藏君を理事に指名した。

その他同例がある。

参照 二七号、二八号

三〇 理事を選任したときは、選任の当日委員長から文書をもって議長に報告する

理事を選任したときは、選任の当日その結果を委員長から文書をもって議長に報告する。

参照 一九号、三四号、三五号

三一 常任委員長及び特別委員長は、理事を兼ねない

常任委員長及び特別委員長は、常任委員会の理事を兼ねない。また、常任委員長及び特別委員長は、特別委員会の理事を兼ねないのを例とする。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国会議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

常任委員長は常任委員会の理事を兼ねない。

第四十三回国会議院運営委員会理事会（昭和三十八年七月五日）

特別委員長は常任委員会の理事を兼ねない。

参照 二〇号

### 三二 常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない

常任委員会の理事は、他の常任委員会の理事を兼ねない。

○常任委員会の理事の選任基準に関する議院運営委員会決定

第二十五回国会議院運営委員会（昭和三十一年十一月十四日）

常任委員会の理事は他の常任委員会の理事を兼ねない。

### 三三 理事の辞任は、委員会が許可する

理事が辞任しようとするときは、文書で委員長にその旨を申し出、委員長は委員会に諮ってこれを許



可する。

理事が委員を辞任したとき及び理事が当該委員長に選任されたときは、当然にその地位を失う。

なお、理事が所属会派を変更したとき、理事の所属会派が当該理事の割当てを失ったとき又は理事が常任委員長、国務大臣等兼務することが適当でない職に就任したときには、理事はその辞任を申し出るものとする。その例を挙げれば次のとおりである。

第五回国会において、文部委員会理事高良とみ君は、民主党から緑風会に所属会派を変更したため、

文部委員長田中耕太郎君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第五回国会において、議院運営委員会理事原虎一君は、所属会派（日本社会党）が議院運営委員会

の理事の割当てを失ったため、議院運営委員長梅原眞隆君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

第三十九回国会において、決算委員会理事仲原善一君は、農林水産委員長に選任されたため、決算

委員長岸田幸雄君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第四十六回国会閉会後において、建設委員会理事増原恵吉君は、国務大臣に任命されたため、建設委員長安田敏雄君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、委員会はこれを許可した。

第七十二回国会において、文部科学委員会理事鈴木寛君は、文部科学副大臣に任命されたため、文部科学委員長中川雅治君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十三回国会において、委員会はこれを許可した。

第七十二回国会において、総務委員会理事長谷川憲正君は、総務大臣政務官に任命されたため、総務委員会理事高嶋良充君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十三回国会において、委員会はこれを許可した。

第七十六回国会閉会後において、内閣委員会理事芝博一君は、内閣総理大臣補佐官に任命されたため、内閣委員長松井孝治君に対し、文書をもって理事の辞任を申し出、第七十七回国会において、委員会はこれを許可した。

その他同例がある。

参照 三四号、三五号

### 三四 理事の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

委員会において、理事の辞任を許可したときは、当日の委員会において引き続きその補欠選任を行うのを例とするが、後日の委員会において選任した次のような例もある。

第十九回国会において、法務委員会理事小野義夫君は昭和二十九年三月五日委員会の許可を得て理事を辞任したが、法務委員会は、当日その補欠選任を行わず、次回の委員会（同月九日）において理事に上原正吉君を選任した。

その他同例がある。

参照 二九号、三三三号

### 三五 理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とする

理事がその地位を失ったときは、最近の委員会においてその補欠選任を行うのを例とするが、次のよ

うな例もある。

第二十四回国会において、法務委員会理事小林亦治君は昭和三十一年五月四日法務委員を辞任したため、法務委員会の理事に欠員を生じたが、同委員会は、最近の委員会（同月十五日）においては、その補欠選任を行わず、同月十七日の委員会において理事に亀田得治君を選任した。その他同例がある。

参照 一九号、二三号

### 三六 理事に事故があり又は理事選任前のため、委員が委員長職務を行つた例

(一) 委員長の委託を受けた理事から委託された委員が委員長の職務を行つた例

第二回国会労働委員会（昭和二十三年四月二十七日）において、あらかじめ委員長原虎一君の委託を受けた理事堀末治君は、事故のため他の理事に委託しようとしたが、いずれも事故があったため、委員中の年長者姫井伊介君に委託し、同君は委員長の職務を行つた。

第七回国会厚生委員会（昭和二十五年四月十八日）において、委員長の職務を行つていた理事藤森眞

治君は、討論を行うに当たり、他の理事がいずれも欠席したため、委員中の年長者中平常太郎君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年二月二十三日）において、あらかじめ委員長小野義夫君の委託を受けた理事伊藤修君は、質疑を行うに当たり、他の理事がいずれも欠席したため、委員岡部常君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

(二) 理事選任前のため、あらかじめ委員長から委託された委員が委員長の職務を行つた例

第一回国会労働委員会（昭和二十二年七月四日）において、理事選任前のため、委員長原虎一君からあらかじめ委託を受けた委員中の年長者姫井伊介君は、理事選任につき委員長の職務を行った。以後同例がある。

(三) 特別委員長互選の当日選任された委員長に事故があつたため、委員会に諮り、年長者が引き続き理事選任につき委員長の職務を行った例

第十一回国会公職選挙法改正に関する特別委員会（昭和二十六年八月十七日）において、年長者松原一彦君は、委員長に選任された堀末治君が渡米中のため、委員会に諮り異議がなかつたので、理事選任及び委員長の職務を行う理事の選定につき委員長の職務を行った。

第十六回国会水害地緊急対策特別委員会（昭和二十八年六月三十日）において、年長者小野義夫君は、委員長に選任された矢嶋三義君が欠席していたため、委員会に諮り異議がなかったため、理事選任につき委員長の職務を行った。

以後同例がある。

なお、理事に事故がなかったが、審査の便宜のため、小委員長が委員長の職務を行った次のような例がある。

第十二回国会通商産業委員会（昭和二十六年十一月二十一日）において、中小企業年末金融対策に關して参考人の意見を聴取するに当たり、委員長竹中七郎君は、事故があったため、あらかじめ理事の了解を得て中小企業に関する小委員長松本昇君に委託し、同君は委員長の職務を行った。

参照 二五号